

○総務省・法務省・経済産業省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第五条第一項第一号の規定に基づき、同号の主務大臣が告示で定める書類を次のように定める。

平成二十七年九月八日

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

経済産業大臣 宮沢 洋一

- 一 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第八条第一項に規定する司法書士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)
- 二 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第八条第一項に規定する土地家屋調査士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)
- 三 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第六条第一項に規定する行政書士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)
- 四 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八条に規定する税理士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)
- 五 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の二第一項に規定する社会保険労務士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)